

H A R D O C

県民・事業者・行政が一体となって

# トライアングル

第 2 8 号

兵庫県フロン回収・処理推進協議会  
広 報 紙  
2 0 0 2 . 1 2 発行  
編集発行 推進協議会事務局

## 平成 1 3 年度オゾン層等監視結果

平成 1 4 年 8 月 8 日に、環境省より「平成 1 3 年度オゾン層等の監視結果に関する年次報告書について」と題した記者発表がありました。

これは、平成 1 3 年度のオゾン層破壊の状況や、C F C 等の大気中濃度の状況等の監視結果について取りまとめたものです。主な内容は次のとおりです。

### 1 . 南極上空のオゾンホールの規模

2 0 0 1 年のオゾンホールは、9 月後半に面積・破壊量で依然として最大の規模に発達し、例年より緩やかに消滅した。

### 2 . オゾン全量の長期的傾向

オゾン全量の長期的傾向は、低緯度を除いた地域で減少しているが、2 0 0 1 年の日本上空のオゾン全量は、参照値（過去の観測平均）と同程度が多かった。

### 3 . 特定物質（C F C 等）の大気中濃度の状況

北半球中緯度の平均的な状況とみなせる北海道の観測点において、C F C - 1 2、1 1 3 の濃度は横ばい、C F C - 1 1 については減少してきている。

### 4 . 太陽紫外光の状況

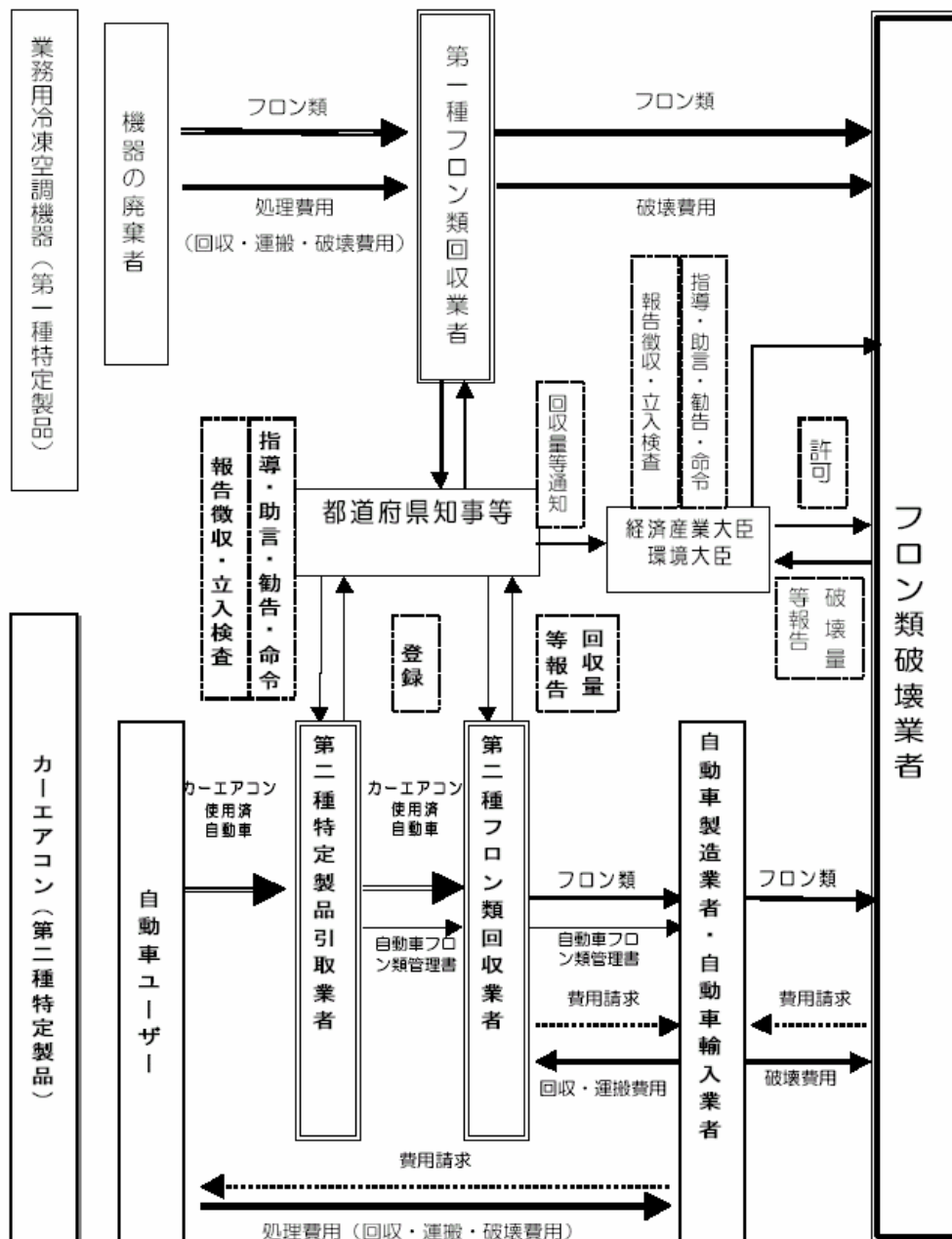
日本では、国内 4 か所（札幌、つくば、鹿児島、那覇）における有害紫外線（U V - B）の観測値に大きな変化は見られていないが、オゾン全量の減少に伴い長期的に U V - B 量は増加しているものと考えられる。

# フロン回収破壊法について

## 1. はじめに

フロン回収破壊法が平成13年6月22日に公布され、業務用の空調機器（エアコンディショナー）、冷蔵機器、冷凍機器、自動販売機等（以下「第1種特定製品」という。）や、カーエアコン（以下「第2種特定製品」という。）を廃棄される際にフロンを回収すること等が義務づけられました。

【図：フロン回収破壊法の流れ】



第27号では、廃棄される第1種特定製品からフロン類を回収しようとする事業者（以下「第1種フロン類回収業者」という。）や、廃棄される第2種特定製品（使用済自動車に搭載されるエアコン）を引き取ろうとする事業者（以下「第2種特定製品引取業者」という。）、フロン類を回収しようとする事業者（以下「第2種フロン類回収業者」という。）の登録が必要になったことをご説明させていただきました。

今回は第1種特定製品及び第2種特定製品にかかる廃棄者、回収業者等の義務を中心に  
ご説明させていただきます。

## 2. 第1種特定製品関係

### (1) 第1種特定製品廃棄者に係る規定

第1種特定製品を廃棄する方は、第1種フロン類回収業者にフロン類を引き渡さなければなりません。（法第19条）。ですから、業務用のエアコン・冷凍冷蔵庫等を廃棄しようとするときは、引き渡す事業者（フロン類の回収を委託する事業者）が第1種フロン類回収業者として登録している事業者であるかどうか必ず確認を行ってください。

また、その際、フロン類の回収・運搬・破壊費用を負担する必要があります（法第56条）。

### (2) 第1種フロン類回収業者に係る規定

廃棄される第1種特定製品から冷媒として充てんされているフロン類の回収を行う  
おうとする方は、回収を行う事業者の住所、事業所の所在地に関係なく、回収を行う  
場所を管轄する都道府県知事の登録が必要となります（法第9条）。なお、この  
登録は5年ごとに更新をしなければなりません。

また、第1種フロン類回収業者には次の義務・役割があります。

廃棄者からフロン類の引き取りを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、これを引き取らなければなりません。また、引き取りにあたっては、フロン類の回収基準に従ってフロン類を回収しなければなりません（法第20条）。

#### フロン類の回収基準

第1種特定製品の冷媒回収口における圧力（絶対圧力）の値が、一定時間が経過した後、次表にあるフロン類の圧力区分に応じ、所定の圧力以下になるよう吸引することが必要です。

十分な知見を有する者が、自ら回収を行うか、又は回収に立ち会うことが必要です。

### 【圧力区分に応じた吸引圧力】

フロン類の圧力区分	フロン類の充てん量	所定の圧力
低圧ガス（R11等） （常温時の圧力が0.3MPa未満）	区分なし	0.03MPa （-500mmHg）
高圧ガス（R12,R22,R134a等） （常温時の圧力が0.3～2MPa未満）	2kg未満	0.1MPa（0mmHg）
	2kg以上	0.09MPa（-100mmHg）
高圧ガス（R13等） （常温時の圧力が2MPa未満）	区分なし	0.1MPa （0mmHg）

フロン類を引き取ったときは、運搬基準に従ってフロン類破壊業者に引き渡さなければなりません。ただし、フロン類を自ら再利用することは認められています。（法第21条）

#### フロン類の運搬基準

回収したフロン類を容器から他の容器にみだりに移し換えてはいけません。

フロン類回収容器は、転落、転倒等による衝撃及びバルブ等の損傷による漏えいを防止する措置を講じ、かつ、粗暴な取扱いをしてはいけません。

回収したフロン類の量等について、フロン類の種類毎に記録を作成しなければなりません。なお、記録は帳簿を備え、5年間保存する必要があります。

#### 記録の内容

フロン類を回収したときごとに、年月日、第1種特定製品廃棄者の氏名又は名称、第1種特定製品の種類及び台数、回収したフロン類の量

フロン類をフロン類破壊業者に引き渡したときごとに、年月日、フロン類破壊業者の氏名又は名称、引き渡したフロン類の量

回収したフロン類を自ら再利用したときごとに、年月日、再利用量。再利用する者に引き渡したときごとに、年月日、引き渡した者の氏名又は名称、引き渡したフロン類の量。

フロン類を再利用する者又はフロン類破壊業者への引き渡しを確実にを行う者として都道府県知事が認めた者に引き渡したときごとに、年月日、相手方の氏名又は名称、引き渡したフロン類の量。

回収したフロン類の量等について、フロン類の種類毎に、年度終了後45日以内に、登録を受けた都道府県知事に報告をしなければなりません。この場合、登録した都道府県内での区域（回収した場所）に関する回収量等を報告することになります。

### 3 . 第 2 種特定製品関係

#### ( 1 ) 第 2 種特定製品廃棄者に係る規定

第 2 種特定製品を廃棄する方（カーエアコン付き使用済自動車を廃車する方）は、必ず第 2 種特定製品引取業者に引き渡さなければなりません（法第 3 5 条）。ですから、お持ちの車を廃棄しようとするときは、引き渡す事業者が第 2 種特定製品引取業者として登録している事業者であるかどうか必ず確認を行ってください。

また、廃棄する際は、カーエアコンに含まれるフロン類の回収・破壊費用を負担する必要があります（法第 6 0 条）

具体的な支払い方法としては、郵便局やコンビニエンスストア（セブン-イレブン、ファミリーマート、ローソン、サークルK、サンクス / 平成 1 4 年 1 0 月現在）で扱う「自動車フロン券」を購入（2,580円 / 枚）し、第 2 種特定製品引取業者に使用済自動車を引き渡す際に「自動車フロン券」を添えて引き渡すこととなります。

【車種別料金（1台あたり）】

（ ）内はフロン券枚数

自動車（バスを除く）	バス（乗車定員11人以上）	
	小型バス [長さ7m未満]	大型バス [長さ7m以上]
2,580円(1枚)	5,160円(2枚)	10,320円(4枚)

#### ( 2 ) 第 2 種特定製品引取業者

廃棄される第 2 種特定製品の引き取りを行おうとする方は、業務を行う事業所毎にその事業所の所在地を管轄する都道府県知事（事業所の所在地が政令指定都市の区域内にある場合にはその市長）の登録を受ける必要があります（法第 2 5 条）。なお、この登録は 5 年毎に更新をしなければなりません。

また、第 2 種特定製品引取業者には次の義務・役割があります。

廃棄者から第 2 種特定製品の引き取りを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、これを引き取らなければなりません（法第 3 6 条）。

廃棄者から第 2 種特定製品を引き取るときは、廃棄者がフロン類の回収等の費用を自動車製造業者等に支払った旨を「自動車フロン券」により確認するとともに「自動車フロン類管理書」を発行・添付して、第 2 種フロン類回収業者に引き渡さなければなりません（法第 3 7 条）。なお、自らフロン類を回収する場合は、第 2 種フロン類回収業者の登録も必要となります。

第2種フロン類回収業者に引き渡した「自動車フロン類管理書」の写しは、引き渡しを行った日から5年間保存しなければなりません。また、第2種特定製品廃棄者又は自動車製造業者等からこれらの者に係る管理書の写しを閲覧したい旨の申し出があったときは応じなければなりません（法第63条）。

### （3）第2種フロン類回収業者に係る規定

使用済自動車の第2種特定製品から冷媒として充てんされているフロン類の回収を行おうとする方は、業務を行う事業所毎にその事業所の所在地を管轄する都道府県知事（事業所の所在地が政令指定都市の区域内にある場合にはその市長）の登録を受ける必要があります（法第29条）。なお、この登録は5年毎に更新をしなければなりません。

また、第2種フロン類回収業者には次の義務・役割があります。

第2種特定製品引取業者からフロン類の引き取りを求められた場合は、これを引き取らなければなりません。また、引き取りにあたっては、フロン類の回収基準に従ってフロン類を回収しなければなりません（法第38条）。

#### フロン類の回収基準

第2種特定製品の冷媒回収口における圧力（絶対圧力）の値が、一定時間が経過した後、次表にあるフロン類の充てん量に応じ、所定の圧力以下になるよう吸引することが必要です。

十分な知見を有する者が、自ら回収を行うか、又は回収に立ち会うことが必要です。

#### 【充てん量に応じた吸引圧力】

フロン類の充てん量	所定の圧力
2 kg未満	0.1 MPa (0mmHg)
2 kg以上	0.09 MPa (-100mmHg)

フロン類を引き取ったときは、「自動車フロン類管理書」に必要事項を記入のうえ添付し、運搬基準に従って自動車製造業者等（実務上は、自動車製造業者等の委託を受けた（財）自動車リサイクル促進センター）に引き渡さなければなりません。ただし、フロン類を自ら再利用することは認められています（法第39条）。

#### フロン類の運搬基準

回収したフロン類を容器から他の容器にみだりに移し換えてはいけません。

フロン類回収容器は、転落、転倒等による衝撃及びバルブ等の損傷による漏

えいを防止する措置を講じ、かつ、粗暴な取扱いをしてはいけません。

自動車製造業者等に引き渡した「自動車フロン類管理書」の写しは、引き渡しを行った日から5年間保存しなければなりません。また、第2種特定製品廃棄者又は自動車製造業者等からこれらの者に係る管理書の写しを閲覧したい旨の申し出があったときは応じなければなりません（法第63条）なお、第二種フロン類回収業者がフロン類を自ら再利用した場合（自動車製造業者等に引き渡さない場合）の自動車フロン類管理書は、当該フロン類を回収した年月日を記載の上、保存してください。

回収したフロン類の量等について、フロン類の種類毎に記録を作成しなければなりません。なお、記録は帳簿を備え、5年間保存する必要があります。なお、帳簿のかわりに「自動車フロン類管理書」の写し等を活用してもよいとされています。

#### 記録の内容

フロン類の回収を行ったときごとに、年月日、第2種特定製品引取業者の氏名又は名称、第2種特定製品の台数及び回収したフロン類の量

フロン類を自動車製造業者等に引き渡したときごとに、年月日、引き渡した者の氏名又は名称、引き渡したフロン類の量

回収したフロン類を自ら再利用したときごとに、年月日、再利用量。再利用する者に引き渡したときごとに、年月日、引き渡した者の氏名又は名称、引き渡したフロン類の量。

回収したフロン類の量等について、フロン類の種類毎に、年度終了後3ヶ月以内に、登録を受けた都道府県知事（又は市長）に報告をしなければなりません。（法第33条において準用する法第22条）

#### 4. おわりに

オゾン層保護及び地球温暖化防止のため、これまでは当推進協議会において会員の皆様のご協力のもと自主的に回収フロン処理システム等を運用しておりましたが、最初に説明させていただいたとおり、昨年、フロン回収破壊法が公布され、第1種特定製品は平成14年4月1日より、第2種特定製品は平成14年10月1日より、それぞれフロン類の回収等に係る義務付けが開始されています。

この法律が円滑に施行され、フロン類の回収・破壊を徹底するためには、第1種特定製品、第2種特定製品のユーザー（廃棄者）や関係事業者の方々のご理解とご協力が不可欠となります。

この度、ご説明させていただいた内容を十分ご理解いただきまして、フロン類の適正な回収等の実施に引き続きご協力いただきますようお願いいたします。

## 回収装置及びボンベリースについて

第27号にてご連絡しておりますとおり、本年12月末日をもって終了させていただきます。

現在、当推進協議会よりリースさせていただいております回収装置やボンベにつきましては、事務局よりご返却のご案内をさせていただくことにしておりますので、お手元に届きましたら、ご案内いたします内容をご留意の上、ご返却いただきますようお願い申し上げます。

なお、6月24日に開催いたしました通常総会で承認をいただいた際、回収装置及びボンベの一部を当推進協議会会員に無償で譲渡することを前提に調整することとしておりますが、一旦ご返却いただいた後、改めて全会員に対しご希望を伺う予定にしておりますので、しばらくお待ちください。

### 事務局だより

月日の経つのは早いもので、平成14年もまもなく終わりを告げようとしております。

平成14年はフロンの回収・処理を進める当推進協議会にとって、非常に重要な年となりました。

昨年6月22日に公布されたフロン回収破壊法が段階的に施行され、業務用冷凍冷蔵庫、業務用エアコン、カーエアコン等からのフロン回収から破壊まで法により義務付け等がされ、これに伴い、当推進協議会の回収フロン処理システム及びフロン回収装置等リース事業が終了いたします。

会員の皆様方には、以前より適正なフロンの回収・処理について、多大なご協力をいただいておりますが、今後はフロン回収破壊法に従い業務を進めていただく必要があるため、回収業者等の義務などについて簡単ではございますが、ご説明させていただきますので、ご参考いただければと思います。

今後もフロン回収・処理にかかる普及啓発等を進めてまいりますので、フロンの適正な回収等の実施とあわせて、引き続きご協力いただきますようお願いいたします。

## 兵庫県フロン回収・処理推進協議会

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1（兵庫県県民生活部環境局大気課内）

TEL (078) 362-3284 FAX (078) 362-3966

<http://www.bekkoame.ne.jp/ro/fron>